|  |
| --- |
| ■ 済州4·3事件の真相究明及び犠牲者の名誉回復に関する特別法施行令[別紙第7号-様式２] <新設2022. 4. 12.> |
| **補償金支払決定申請書** |
| ※ 色のついた欄は空欄のままにしてください。[ ]は該当する項目に√を記入してください。 | (表) |
| 受付番号 |  | 受付日時 |  | 処理期間 |  |
|  |
| 申請者 | 氏名(ハングル) (漢字) | 住民登録番号 |
| 住所 |
| 犠牲者との関係 の | 電話番号 |
|  |
| 犠牲者 | 犠牲者名簿番号 | 犠牲者決定日 |
| 氏名(ハングル) (漢字) | 住民登録番号 |
| 登録基準地 |
|  |
| 申請事由 | [ ]死亡または  行方不明の犠牲者 |  |
| [ ]後遺障害の犠牲者 | 後遺障害の部位および内容 |
| [ ]受刑者であった　　犠牲者 | 拘束日 | 出所日 | 拘禁(収容)機関 |
| 執行猶予期間もしくは罰金などの宣告内容 |
| 国家有功者  | [ ] 国家有功者　 [ ] 報勲補償対象者　 [ ] 該当なし |
| 他の法律による補償など  | [ ] 該当　 [ ] 該当なし |
| 受取額 | 受取日 |
|  「済州4·3事件の真相究明及び犠牲者の名誉回復に関する特別法」第16条の2第2項および同法施行令第13条の3第1項に基づき、上記のように補償金の支払決定を申請します。 |
| 年 月 日 |
| 申請者  |  (署名または印) |
| 代理人  |  (署名または印) |
| **済州4ㆍ3事件真相究明及び犠牲者の名誉回復実務委員会委員長** | 宛 |
| 210mm×297mm[백상지(80g/㎡) 또는 중질지(80g/㎡)] |

|  |
| --- |
| (裏) |
|  |
| 申込者の提出書類 |  1. 死亡または行方不明の犠牲者に対する補償金の支払申請の場合:以下の書類 ① 第10条第2項に基づき、犠牲者の決定を受けた通知書 ② 第10条第2項に基づき、遺族の決定を受けた通知書 ③ 犠牲者と申請者の関係を証明する以下の書類 1) 申請者の家族関係証明書 2) 犠牲者の除籍謄本(除籍謄本のない場合は事由書を添付) 2. 後遺障害の犠牲者に対する補償金の支払申請の場合: 以下の書類 ① 第10条第2項に基づき、犠牲者の決定を受けた通知書 ② 第10条第2項に基づき、遺族の決定を受けた通知書(遺族が申請する場合にのみ提出) ③　犠牲者と申請者の関係を証明する以下の書類(後遺障害の犠牲者の決定を受けた人が死亡した場合にのみ提出) 1) 申請者の家族関係証明書 2) 犠牲者の除籍謄本(除籍謄本のない場合は事由書を添付) ④ 犠牲者の後遺障害に対して指定病院などが発給した追加診断書(第9条第1項第1号ダ目の診断書による後遺障害の悪化または新たな障害の追加がある場合にのみ提出）ただし、申請者が第9条第1項第1号ダ目の診断書を提出する場合は省略できる。 3. 受刑者であった犠牲者に対する補償金の支払申請の場合: 以下の書類 ① 第10条第2項に基づき、犠牲者の決定を受けた通知書 ② 第10条第2項に基づき、遺族の決定を受けた通知書(遺族が申請する場合にのみ提出) ③ 犠牲者と申請者の関係を証明する以下の書類(受刑者であった犠牲者の決定を受けた人が死亡した場合にのみ提出) 1) 申請者の家族関係証明書 2) 犠牲者の除籍謄本(除籍謄本のない場合は事由書を添付) ④ 受刑者であった犠牲者の受刑事実に関する追加証明資料(受刑ㆍ拘禁の事実や禁錮以上の刑の執行猶予または罰金刑の宣告に関連し、第9条第1項第1号ナ目に基づく証拠資料の他に追加資料がある場合にのみ提出)。ただし、申請者が第9条第1項第1号ナ目の書類を提出する場合は省略できる。 | 手数料 なし |
| 担当公務員 確認事項 | 住民登録票 抄本 |
|

|  |
| --- |
| 行政情報 共同利用同意書 |
| 本人は、本件の業務処理において「電子政府法」第36条第1項に基づく行政情報の共同利用により、担当公務員が上記の事項を確認することに同意します。　　 \*同意のない場合、申請者が直接関連書類を添付する必要があります。 |
|  |  | 申請者 |  |  | (署名または印) |

 |
| 留　意　事　項 |
|  1.「済州4·3事件の真相究明及び犠牲者の名誉回復に関する特別法」第18条の3に基づき、他の法律による補償などを受けた場合は本法による補償の不適用、もしくは補償金が減額支給されます。他の法律による補償などを受け取った事実が後で確認された場合、誤って支払われた補償金が還収されることがあります。 2. 犠牲者の死亡や行方不明になったと確認され、遺族や相続人が補償金を申請しても、後で先順位または同順位の他の相続人が確認された場合、誤って支払われた補償金が還収されることがあります。 |
|  |
| 作　成　方　法 |
| 1.「申請者」の欄は、犠牲者が申請する場合は犠牲者の該当事項を記入し、相続人などが申請する場合は相続人などの該当事項を記入します。申請者が2人以上の場合は付票に記入します。2.「犠牲者」の欄は、犠牲者の住民登録番号など該当事項を記入します。住民登録番号または登録基準地がない場合、生年月日や当時の住所を記入します。3.「申請事由」の欄は、犠牲者の類型に該当する［　］に√を書き、該当事項を記入します。詳細が分からない場合は記入しなくてもかまいません。 4.「国家有功者」の欄は、済州4ㆍ3事件に関連し、「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」もしくは「報勲補償対象者支援に関する法律」に基づく礼遇または支援を受けている人の場合、該当する［　］に√を書きます。「他の法律による補償など」の欄は、済州4·3事件に関連し、「国家賠償法」などに基づいて国や地方自治体から賠償または補償を受けた人の場合、当該事項を記入します。 |
| 210mm×297mm[백상지(80g/㎡) 또는 중질지(80g/㎡)] |